

企業の本社機能移転等に係る優遇措置の概要

令和8年4月

本社機能の移転・拡充で、様々な優遇制度を受けることができます。

特定業務施設整備計画

拡充型又は移転型のいずれかで、計画を申請し、県の認定を受けることが条件です。

拡充型	地方において本社機能を拡充する場合
移転型	東京23区から地方に本社機能を移転する場合

【主な認定基準】

- ①特定業務施設（事務所、研究所、研修所）の整備
- ②従業員数が5人以上増加（中小企業1人以上増加）

※ 移転型の場合、過半数が東京からの移転であること、もしくは、東京からの移転者が初年度に過半数かつ計画期間中で1/4以上であること

国税 オフィス減税

建物の取得等に対し、減税措置を受けることができます。

【対象】

特定業務施設の用に供する建物、建物附属設備、構築物、児童福祉施設、福利厚生施設（寮、社宅等）

【要件】

取得価額が4,500万円以上
(中小企業1,000万円以上)

【新築・増築の場合】

【中古資産の場合】 令和8年度から新設

拡充型	■ 法人税 特別償却15% 又は 税額控除4%	拡充型	■ 法人税 特別償却10% 又は 税額控除2%
移転型	■ 法人税 特別償却25% 又は 税額控除7%	移転型	■ 法人税 特別償却15% 又は 税額控除4%

※移転・拡充ともに加算要件を満たす場合は上乗せあり

地方税 不均一課税

法人事業税や不動産取得税の不均一課税を受けることができます。

【対象】

特定業務施設の用に供する建物、建物附属設備、構築物、機械装置等

【要件】

取得価額が3,800万円以上
(中小企業1,900万円以上)

拡充型	■ 不動産取得税 【税率】標準税率 × 1/10
移転型	■ 法人事業税 課税免除（3年間） ■ 不動産取得税 課税免除

県補助金

本社機能等移転促進補助金

【参考】上記の国制度とは独立した県単独の制度

県外から本県に本社機能を移転する場合、支援を受けることができます。

【対象】本社機能の移転に伴い、本県常用雇用者が5人（中小企業1人）以上増加する企業
【補助額】県外から本県に移転する本社機能に従事する常用雇用者1人あたり50万円

併せて、固定資産税の不均一課税を受けることができる場合があります。(市町により異なります。)

「お問い合わせ先」 山口県企業立地推進課
山口県山口市滝町1-1 / TEL:083-933-3145 / FAX:083-933-3178